

## 第3回「福岡市市民公益活動推進施策検討委員会」議事録要旨

### 1 開催日時

平成15年9月30日(火) 15:05～16:50

### 2 場所

福岡市役所議会棟7階第1応接室

### 3 議題

#### (1) 開会

(2) 市民の公益的な活動を活性化し、市民と行政の共働によるまちづくりを推進するための条例の基本的事項について

#### (3) 閉会

### 4 出席委員

信友副会長，安立委員，稲舛委員，犬山委員，内田委員，大原委員，中山委員，浜田委員，平畑委員，藤原委員，正木委員，森田委員，山浦委員，吉田(順)委員，吉田(利)委員

### 5 傍聴者数

5人

### 6 議事概要

(1) 市民の公益的な活動を活性化し、市民と行政の共働によるまちづくりを推進するための条例の基本的事項について  
事務局より，資料に基づき説明。

#### (2) 意見交換

(副会長) 前回の議論を踏まえて資料が整理されているようだが，本日は，改めて目的の部分から議論を進めていきたいと思う。自由な発言をどうぞ。

(委員) まちづくり3法を踏まえた「まちづくり条例」と区別するためにも，「共働によるまちづくり」ではなく「共働による地域のまちづくり」とすべきではないか。

(委員) 地域全体がどうあるべきかということよりも，一つ一つの単位町内会，あるいは隣組の連携のあり方がどうなのかが当面の大きな課題であると思うので，「地域」という言葉にはこだわらなくてもいいのでは。

(委員) 全国的には広義の意味での「まちづくり条例」が制定されているところもある。この条例は，狭義の意味での「まちづくり条例」だと思うが，将来的に広義の意味での「まちづくり条例」を作ろうとしたときに，紛らわしくなるのでは。したがって，単に「まちづくり」とするよりも「地域」を入れた方がいいのではないか。

(副会長) 「まちづくり」の「まち」には柔軟性があり，隣組から中学校区程度までイメージできて便利である。

- (委員)ニセコ町の「まちづくり条例」は、自治を行うための仕組みや住民参加が盛り込まれたいい条例であるが、名称は「まちづくり基本条例」となっている。「まちづくり」の「まち」を「自治」と言い換えることができると考えると、案のままでいいのではないかと思う。この条例の目的からすれば、堅い言葉よりも、案のままの方がいいと思うし、福岡市が自治力を持てるようになれば、意義がある言葉になるのではないか。
- (委員)「まち」の頭に、福岡市独自の言葉である「共働」が付いていることから、「共働」にポイントを置いた「まちづくり」なんだということで、一つの単語として捉えるといいのではないか。
- (委員)「共働によるまちづくり」を一つの言葉として捉えるのであれば、異論はない。
- (副会長)「目的」の部分で、他に意見はないか。なければ、ひとまず「目的」の部分は終わりにして、「定義」の部分に進みたいと思う。「定義」の部分で意見はないか。
- (委員)極めて小さなことだが、「事業者・教育機関等」が「事業者及び教育機関等」に変わっていない部分もあるので、合わせた方がいいのではないか。
- (副会長)「定義」の部分で、他に意見はないか。なければ、「基本理念」の部分について、意見をお願いしたい。
- (副会長)「基本理念」には動機だけが書いてあるが、進行管理や政策協議、結果評価といったことは誰がするのか。
- (事務局)資料の最後のページにある「附属機関」に、条例施行後の実効性の担保をしてもらえればと考える。
- (委員)「基本理念」からも「地域の課題解決」が落とされているが、ここではあったほうがいいのではないか。どういった「課題や情報を共有」するのかがわからなくなるし、「共通認識を深め」たあとには、地域コミュニティの活性化を行うとか、地域の課題解決に取り組むといった、取り組みの姿勢が必要ではないか。
- (副会長)確かに、「共通認識を深め」て、どうするのがない。
- (委員)認識は、いろんな認識があっていいと思うが、認識だけではいかがかと思う。他都市の条例では、「理解する」とか「尊重する」とか、認識よりもっと先を進んでいる。認識するのは普通のことであり、もう少し先を臨まないと、「基本理念」としては先へ進まないのではないか。そして、それを踏まえて、共有し、課題に取り組むという流れの方がいいのではないか。また、条文の順番も、認識して、共有して、最後に尊重するとなっており、流れが行ったり来たりしている。
- (委員)(1)と(3)が一緒でもいいような感じがする。
- (委員)教育機関の位置づけとして、まちづくりを推進する役割があるのだという前提になっているが、教育機関がまちづくりを推進するという規定を作ることには違和感がある。確かに、地域の中では重要な役割を担っているが、教育機関は教育機関としての役割があり、様々な問題が出てくる可能性があるのでは。したがって、教育機関は、市民公益活動団体や事業者とは、同じ扱いでない方がいいと思うが。
- (副会長)博多区内の小学校では、町内の人たちが集まっているような活動をするための

場所を提供しているところもある。そういうことも含めて、教育機関等のまちづくりということで「基本理念」を考えてもいいのでは。

(委員) 学校が場所を提供するという流れになっていることはわかる。しかし、教育機関といった場合には、学校の中の組織まで全て含まれてしまうと思うし、そうした中でまちづくりを推進せよというのは、いかがかと思う。教育の中身にまで入ってくるという危険性もあるのではないか。

(委員) 「共働によるまちづくり」は、方法であって目的ではないので、他都市の条例のように「市民協働型社会の発展に努める」というような言葉が必要ではないか。目的に向かって共働しようということがないことには、まとまらないのではないかと思う。「自治都市」とか「市民共働型社会の実現」に向け、「共働によるまちづくりを推進する」という言葉が必要ではないか。

(副会長) 「基本理念」に方法論しか羅列していないので、「～をもって自治都市福岡を実現する」という表現にしてはどうかという趣旨の意見だったが、これを参考に考えて欲しい。

(委員) 「基本理念」の部分は抜本的に考えたほうが良いと思う。(1)～(4)の順番については、最初に情報の共有があって、次に役割の尊重、自主性・自立性の尊重と続き、そのうえで、「共働で課題解決に取り組む」とか「共働によるまちづくりを推進する」という流れが良いのではないか。すなわち、それぞれが、それぞれの立場や役割に従って、課題や問題を提起し、情報や課題を共有して、それぞれの立場を尊重し、共働で解決していくという流れである。単に情報や課題を共有するだけでは、共働にはならないと思う。

(委員) 「共働によるまちづくりの推進」は確かに手段ではあるが、実際にできるようになれば、すごいことだと思う。ただ、「基本理念」の部分の(1)～(4)の順番については、考え直した方が良いと思うし、情報を共有した後、課題解決に向けた取り組みを行うという気持ちを盛り込みたい。

(委員) 「共働によるまちづくりの推進に当たっては」を「共働によるまちづくりのために」とすることで、目的をはっきりさせることができるのではないか。

(副会長) まちの課題や情報をどのようにして手にいれるのかが書かれておらず、また、誰がするのも書かれていないので、そこを出発点にして、(1)～(4)の部分の整理を事務局にお願いしたい。そして、今回は、そのような整理の中で、教育機関をどう位置づけるのかという議論に戻ることにしたい。

(委員) 新基本計画やコミュニティの自律経営推進に関する提言では、「大学」という言葉はでてくるが、それ以外の学校についてはあまり出てこないと思うので、そういう意味での検討をお願いしたい。

(副会長) 次に、「市民の役割」について意見はないか。

(委員) 「自発的に・・・努めるものとする」とあるが、市民の立場からすれば、上からものを言われているようで、自発性を強制されているような気がする。「基本理念」の部分では、「市民公益活動の自主性・自立性を尊重すること。」と謳ってい

るのに、整合性が取れていないような気がする。他都市の条例では、「市民の役割は、強制されるものではなく、個々の市民の自発性に基づいて行うのもでなければならない」と規定し、反対の捉え方をしているところもあるが。

(副会長)確かに、違和感が感じられる。努力規定ではなく、他都市の条例も参考にしながら、「基本理念」の部分とも整合性が取れるような文言にして欲しいとの意見であるが、他に意見はないか。

(委員)流れとしては、まず自発性があって、次に自立性があって、そのあとに、参加・協力することになるのではないか。また、条例ということで、市民に対する投げかけでもあるので、拘束するのではなく、むしろ前進するような前向きな表現がいいのではないか。

(副会長)「できる」規定にすることで、自立性や参加のイメージが湧くのではないか。

(委員)「できる」規定というのはあるのか。

(事務局)権利・権限に関する規定の場合はある。

(副会長)課題設定や情報共有のため、行政に資料要求ができるという表現にすれば違和感がないというのは、言い過ぎか。

(委員)「強制されるものではない」という言葉が入ると困る。できるだけ自治組織に参加してもらわなければならないのに、その言葉だけを抜き出し、参加しなくてもいいということになれば、単位自治会・町内会の弱体化を引き起こす危険性がある。やわらかな表現でもいいので、参加なり、協力なりをすることが望ましいというような表現を入れて欲しい。

(副会長)「強制されるものではない」とすると、かえって町内会の原点を失ってしまうのではないかという指摘があった。しかし、「努めなければならない」では、「まちづくり」活動にうんざりしてしまうことが懸念される。したがって、市民としては、こういったことが「できる」ということも含めて文言にしてはどうかという3つの論点が出た。他には意見はないか。

(委員)「魅力と活力あるまちづくりの主体」という言葉のつながりが弱いと思う。

まちには、安定した地域生活、安心して住めるまちという側面もあり、やたら「魅力」と「活力」という言葉を使うと、ハードの「まちづくり」というイメージになってしまう恐れがあるので、簡単には使わない方がいいのではないか。自発性を持って市民公益活動に参加するというのであれば、常にまちを発展させるために市民がいるというよりも、市民自体がまちの構成員だということになる。だから、より、「共働のまちづくり」に参加しなければならないということになってくると思う。「まちづくり」という言葉はあまりたくさん使わず、「共働によるまちづくり」ということにポイントを置くだけでいいのではないか。違う意味で使うと混乱すると思う。

(副会長)「魅力と活力あるまちづくり」については、それぞれのまちに任せるということで、削除することとする。

(委員)他都市の条例の文言中、「社会に関心を持ち」の部分を「共働によるまちづく

- り」に置き換えると、いい表現になるのではないか。
- (副会長) 次回までに整理したうえで検討したい。次に、「市民公益活動団体の役割」について、意見を願います。
- (委員) 情報の公開だけでなく、会計の透明性や公開性ということが、これから重要になってくると思う。市の役割にも入っているが、ここでも入れた方がいいと思う。
- (副会長) 「市民公益活動団体は、その活動に当たっては、公正性・透明性を確保しながら、市民公益活動に対する市民の理解・・・」するというのでいいか。
- (委員) 市民公益活動団体は、継続的に活動を行うように努めなければならないのか。NPOやボランティア団体などは、目的を達成すれば解散する場合もあり得るのでは。継続的という意味は、思いつきで時々活動するようなものでなく、日常的にやってくださいというものなのか、それとも、いったん立ち上げたら、ずっと地域のために活動してもらわなければ困るというものなのか、どちらか。
- (委員) 市民公益活動団体の動きが広がっていくためには、あまり、あしろうしろというよりも、単発的でやって、役割が終わったので解散するというのもいいのではないか。継続性は求めなくてもいいのではないか。
- (委員) 「継続的」はいらないと思うが、言い放しとか、思いつきで活動する恐れがあるということで、入っているのだと思う。そうであれば、「自己の責任において」ではなく、「社会的な責任を自覚し」とすればいいのではないか。社会的な責任があれば、目的を達成したときは、解散しても問題ないのではないか。
- (副会長) 「社会的な責任を自覚し、主体的な活動を行うよう努めるものとする」という表現でいいか。
- (委員) いいと思うが、あわせて、市民公益活動団体の「定義」の部分にも、「継続的」という言葉が入っているので、落とした方がいいのではないか。
- (委員) (1)と(2)をわざわざ別にせず、ひとまとめにしてもいいのではないか。
- (副会長) どちらかといえば、(2)の方が基盤整備で、(1)の方が骨格という気がするが。
- (委員) 案文全体を見ると、バランスが崩れている部分がある。特に、市民公益活動団体の役割については、「自治会・町内会等の自治組織」と「NPOとボランティア」の役割をわざわざ規定しておきながら、社会福祉協議会や公益法人などについては、何ら触れられていない。とりわけ、「自治会・町内会等の自治組織」と「NPOとボランティア」に焦点を当てているのだということであれば、わからないでもないが。
- (委員) 「継続的」という言葉は、自治会・町内会等の自治組織にとっては非常に重要な意味があると思うが、NPO・ボランティア団体まで含めて定義付けしているので、違和感があるのではないか。
- (副会長) ということは、「継続的」という言葉は、(3)アの自治会・町内会等の自治組織の役割として残ると考えていいか。
- (委員) いいと思う。
- (副会長) それでは、「市民公益活動団体」の役割はひとまず終わりにして、次に、「事

- 業者及び教育機関等の役割」について、意見をお願いしたい。
- (委員)「まちづくり」を「共働によるまちづくり」とすべきである。
- (副会長)確かにその通りだと思う。他に意見はないか。なければ、「市の役割」について、意見をお願いしたい。
- (委員)文末が、「～ものとする」と「～なければならない」となっているが、どう違うのか。
- (事務局)条例における規定の仕方としては、義務規定の場合、「～しなければならない」という表現になるが、「～するものとする」については、それよりも、もう少し緩やかな表現になる。
- (副会長)「市民」や「市民公益活動団体」などの役割については、努力規定になっていたが、「市」の役割については、厳しい方がいいのか、それとも柔らかい方がいいのか。委員一人ひとりの意見を聞きたい。
- (委員)この条例は、市民公益活動団体の権利や役割を重用して推進するのが目的であり、市としては、市民公益活動団体に対して権限をどんどん委譲していく必要があることから、市には義務を課し、市民には権利を付与するような表現にすべきである。
- (委員)施策が実効性のあるものでなければ意味がない。「職員一人ひとりの意識改革を図るよう努めるものとする」という前提のもと、どう施策を担保するのかということが必要である。
- (委員)それぞれの主体ごとに性格があると思うが、市の役割はおのずと違ってくるのではないかと。また、事業者などの役割については、特に努力規定としての要素が強いと思うが、同じ事業者であっても、いろんなスタンスがあり、また、できること、できないことがあるので、このような表現にならざるを得ないと思う。
- (委員)文末は、そろえた方がいい。「～するものとする」という表現が、ちょうどいいのでは。また、「職員一人ひとりの意識改革を図る」部分については、条例ができてから何年もたつのに、いつまでも「意識改革を図る」ということではだめだと思うので、「意識を向上する」の方がいいと思う。
- (委員)条例に基づき、みんながやる気を出せるよう、上からもの申すという表現はやめた方がいいと思う。市の役割については、もう少し厳しい表現の方がいいと思う。
- (委員)「職員の意識改革」では、へりくだりすぎる感があるので、「意識向上」の方がいいと思う。また、市の役割としては、市民公益活動団体の自主性をしっかり尊重しなければならないという意味での責任の重さを強調して欲しい。
- (委員)「市民と行政の共働」とはいうものの、行政の役割の大きさを考えると厳しくすべきである。
- (委員)「共働によるまちづくり」の積極的な推進者として、市のあり方を考えるべきである。
- (委員)ある都市では、行政は退路を断って条例を推進するという話を聞いたことが

あり、目から鱗が落ちる思いがした。

(委員) (2)の部分は、やたら長くなっているので、主体の一員としての認識を持って意識向上を図るとした方がいいと思う。また、(2)と(3)の順序は逆の方がいいのではない。

(委員) (2)において、「研修等の実施」という手段まで書く必要はないのでは。

(委員)「研修等を実施する」必要があるということは、それだけ、職員の意識が低いということになるので、そうであれば、研修等にとどまらず、市民公益活動に参加させるというところまで必要になってくるのでは。

(委員)市が先頭に立つのが当たり前だと思う。(2)もいらなくらいである。

(委員)市の役割としては、義務規定の方がいいのではないか。また、具体的に「研修等を実施する」というような言葉は入れない方がいいと思う。研修等を実施したことで、やっていますという免責になる可能性がある。

(副会長)「市の役割」については、以上の意見を踏まえて整理したい。次に、「市の施策」について、意見を欲しい。

(委員)「人材の育成」というのは、市民が対象なのか、それとも市職員が対象なのか。

(副会長)他の施策を含め、対象は市民だけなのか。

(事務局)対象は市民である。

(委員)「専門的知識を有する人材の育成」というのは、かなり大変ではないか。

(副会長)確かに、大変だと思う。

(委員) (1)～(4)については、誰がどうやるのかということが書かれていないと思う。

「共働によるまちづくり」をするのであれば、むしろ市民公益活動団体がやればいいと思うし、市は権限を与えるべきである。単に、「情報の提供」や「学習機会の提供」では、絵に描いた餅であって、自立できないのではないか。市民や市民公益活動団体に資源を与えて、共働し、自立し、伸びていくということになると思うが。

(副会長) (1)～(4)までは、削除せよということか。

(委員)そこまでは言っていない。

(委員)市全体を構成する地域が良くなっていくためには、切磋琢磨の関係にあるのが一番早いし、お金もかからないと思う。そういったことが、「市の施策」の部分で表現できればと思う。今のままでは形だけになる恐れがあるので、実質的なものとするためには、競争関係があった方がいい。

(副会長)「新基本計画」の「くらし・共働部会」では、まちづくりに熱心でないところは放っておき、熱心なところだけがどんどん育つように行政が支援すべきという意見もあった。

(委員)「共働によるまちづくり」ができるようになるまでには、20年くらいはかかるのではないかと思う。そこまで達するための条例だという捉え方をすれば、初期段階においては、市が「情報の提供」や「学習機会の提供」をやってもいいのではないか。そして、自立できそうになったときに、財政支援の部分だけ残るような形で条例を改正をしてもいいのではないか。

- (委員)先ほど「市民公益活動団体の役割」の部分で削除することとなった「自己の責任において」という言葉が、ここでは生きてくるのではないか。「自己の責任において」活動する人たちに対し、市は何をするのかということだと思う。独り立ちをしていることが前提の人たちへの市の施策という構成になるのでは。
- (委員)「自己責任」というのは、言わずもがなのことではないのか。
- (委員)市民にとってわかりやすいように、こんな社会を目指すということを知りやすい言葉で書いてみてはどうか。
- (副会長)「基本理念」部分において、「まちづくり」をするところには、市が責任を持って施策を実施し、支援するということが伝わるようにすればいいのでは。
- 「市の施策」について、他に意見はないか。なければ、次の「附属機関の設置」について、意見を欲しい。
- (委員)「協議会」というイメージがよくわからない。「審議会」と違って、審議したりすることはできないのか。
- (事務局)特に意識して「協議会」という名称にしたのではない。条例で位置づけるということは、地方自治法でいう附属機関としての役割を担っていくことになるので、名称については意見を欲しい。
- (委員)「協議会」というと、各団体の代表から構成されるのが普通であり、それぞれの立場からの意見ということになるので、「共働によるまちづくり」を推進するための意見が出にくくなるのでは。
- (副会長)どの言葉を選ぶかについては、次回までに整理したい。
- (委員)「市長に意見を述べることができる」ということは、逆に言えば、それ以外には市長に意見が言えないのかという捉え方もできるので、むしろ、「市長の諮問を受けて、答申する」とした方がすっきりすると思う。「市長に意見を述べることができる」場は、たくさん作るべきであり、言葉足らずだと思う。
- (委員)調査審議する内容も考えないと、多岐にわたる可能性がある。内容がわからなければ、附属機関の名称も決めづらい。いくつかのイメージを出したうえで検討する方がいいのではないか。
- (副会長)他に意見はないか。
- (事務局)「市の役割」については、精一杯努力したいと思っているし、地域に対しては、分権の方向で検討している。しかし、権利と義務は表裏一体であり、市も義務規定にするが、市民にも同じような気持ちになってもらい、対等のパートナーとして進んでいけるような視点での検討も進めて欲しい。
- (副会長)時間もなくなってきたので、本日はここまでとしたい。事務局から次回以降の日程について説明して欲しい。
- (事務局)第4回は11月12日の午後3時から5時まで、第5回は12月1日の午前10時から正午までの開催を予定しているが、会場については、決まり次第連絡したい。
- (副会長)以上をもって、本日の検討委員会は終わりとする。